

平成27年12月定例会「意見書案」目次

通し番号	件 名	趣旨弁明者	賛成者
意見書 第12号	人権侵害による被害者を救済するための措置を求める意見書	(自民党奈良) 奥山 博康 <25>	(民主党)田尻 匠 <24> (創生奈良)梶川 虔二 <43>
意見書 第13号	大学交付金の削減に反対する意見書	(日本共産党) 山村 幸穂 <41>	(創生奈良)阪口 保 <20> (自民党奈良)草乞 浩之 <28>
意見書 第14号	難病対策の総合的な推進を求める意見書	(創生奈良) 和田 恵治 <31>	(なら維新の会)佐藤 純紀 <8> (日本共産党)太田 敦 <29>
意見書 第15号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全な運用に関する意見書	(民主党) 猪奥 美里 <3>	(自由民主党)龜田 忠彦 <1> (公明党)大国 正博 <14>
意見書 第16号	マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書	(公明党) 山中 益敏 <4>	(自民党糸)川口 延良 <5> (自由民主党)上田 悟 <21>

意見書第十二号

人権侵害による被害者を救済するための措置を求める意見書（案）

人権は、すべての人が生まれながらにして持つてゐる誰からも侵されることのない権利であり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別などによつて差別することは決して許されないということが日本国憲法や各種法律によつて保障されている。

しかしながら、被差別部落出身者や障害者、外国人、H.I.V感染者等への差別、児童・高齢者等に対する虐待、ドメスティックバイオレンス、またインターネットを悪用した差別行為等の様々な人権侵害事件が依然として発生しており、それらを抑止し被害者を救済するための実効的な対応が急務の課題となつてゐる。

近年において多くの差別と偏見は依然として存在していることから、その解決に向け一歩でも前に進むためにも、様々な人権侵害を抑止し、かつ被害救済をするために、実効性のある人権救済に関する措置を願うものである。

よつて、国においては、人権侵害による被害者を救済するための措置を早期に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十一月十四日

奈良県議会

意見書第十三号

大学交付金の削減に反対する意見書（案）

財務省は、政府の財政制度審議会財政制度分科会に「運営交付金に依存する割合と自己収入割合を同じ割合とする」として、国立大学への国の支出を大幅に削減し、残りは大学が「自己収入」を増やしてまかなう、という財政方針を提案した。今後十五年間で一九四八億円の支出削減が見通されている。

この計画をうけ、「自己収入」を授業料値上げでまかなおうとするならば、毎年二万五千円程度の値上げとなり、十五年後には現行の五十三万円から四十万円増の九十三万円になる。すでに日本の大学は世界でも有数の高学費となっているが、さらに自己収入が半分」という運営方針は、大学が教育や研究を充実させようとすれば学生に学費値上げを強い、学費を抑制しようとすれば教育・研究予算を削減するという「選択」を迫ることになる。

国立大学協会は「授業料の引上げと併せて運営費交付金の減額を行うことは、経済格差による教育格差の拡大につながる」「意欲と能力のある若者を受け入れて優れた人材を社会に送り出すという国立大学の役割を十分に果たすことができなくななる」という声明を発表し、千葉大、新潟大、金沢大、岡山大、長崎大、熊本大の六学長も連名で反対声明を発表。中央教育審議会も抗議声明を出すなど危惧の声が広がっている。

政府においては、交付金削減という財務省提案を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十二月十四日

奈良県議会

意見書第十四号

難病対策の総合的な推進を求める意見書（案）

二〇一五年一月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）によつて、わが国の難病対策は、法的根拠をもつ総合的対策として新しく出発しました。

難病法第四条の基本理念では、難病患者が地域社会において尊厳を持つて生きることができるよう、共生社会の実現に向けて、「難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に行われなければならない」と定められました。そして難病法第四条に基づいて厚生労働大臣が定めた「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」（基本方針）では、難病の患者に対する医療等の施策の方向性について、法の基本理念に則り、「難病は、一定の割合で発症することが避けられず、その確率は低いものの、国民の誰もが発症する可能性があり、難病の患者及びその家族を社会が包含し、支援していくことがふさわしいとの認識を基本として、広く国民の理解を得ながら難病対策を推進することが必要である」と謳っています。

この認識に基づき、これまで五十六の医療費助成の対象であつた難病は七月の段階で三〇六に拡充され、難病患者は、障害者施策や就労支援などとあいまつて、少しづつ施策が改善されていますが、それらの疾病による障害が見えづらいことから、難病に対する国民の理解を求め、企業の協力を求めることが必要であります。国および地方自治体が、この基本的な推進方向に沿つた難病対策の総合的な推進と国民への周知をいつそう進めていただきとともに、治療や医療助成制度の充実を求めるものです。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十一月十四日

奈良県議会

意見書第十五号

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全な運用に関する意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の七割を占め、六割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の十七%前後、家計の最終消費支出の二十%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は二〇一四年十月、年金積立金を運用する基本ポートフォリオを見直し、国内株式と外国株式の比率を倍増させてそれぞれ二十五%に引き上げるとともに、国内債券の比率を従来の六十%から三十五%に引き下げることを認可しました。

これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、国民の財産である年金積立金を毀損しかねません。現に本年七月から九月期の年金運用損失額は約七兆九千億円に上っています。債権中心、国内中心だったこれまでの運用を株式と債券を半々に引き上げたことが年金運用損を膨らませた大きな要因となっています。年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を受けることになります。年金積立金は、厚生年金保険法の規定にもどづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行うべきです。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、次の事項を強く要望します。

一 株式比率を倍増させた年金積立金運用の基本ポートフォリオを見直し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行うこと。

二 G P I Fにおいて、被保険者の利益を第一に考えた運用が確実に行われるよう、早急にガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十二月十四日

奈良県議会

意見書第十六号

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書（案）

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成二十七年度は国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金・補助率十分の十）が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード交付事務費補助金が措置されます。しかし、これは、国が平成二十七年度に予算化した四十億円を、市町村の人口比で按分した額によつて交付申請を行うことされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となつており、自ずと市町村は財源負担を強いられることがあります。

また、平成二十八年度以降についても、個人番号カードは相当数の交付が見込まれるが、現時点では、これらに対しても十分な補助金額が確保されるのか明確ではない。

そこで、政府において自治体負担の軽減のために次の事項について特段の配慮を求めます。

一 平成二十八年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、充分な予算措置をすること。

二 同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし充分な予算措置を行うこと。

三 地方自治体の予算編成等に支障が出ないよう、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必要な情報を適時適切に提供すること。

四 マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。

五 配達できなかつた簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。

六 マイナンバー制度導入時の混乱に乘じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十二月十四日

奈良県議会